

大田区認知症施策推進計画の策定に向けて

- ・ 国の認知症施策推進基本計画及び東京都認知症施策推進計画の策定状況
- ・ 大田区の認知症施策の現状と計画策定に向けた方向性

国の現状・方向性

- 令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を受けて、令和6年12月3日に認知症施策推進基本計画が閣議決定された。
- 基本計画（第1期）の計画期間は、令和6年12月から令和11年度までのおおむね5年間を対象とする。
- 基本法において、都道府県認知症施策推進計画及び市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされた。
- 基本法の施行に先立ち開催された「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」において、認知症施策を認知症の人を起点に実施することや、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」の理解促進の重要性等が示された。

※「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

- 市町村計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとする。
- 市町村計画は、市町村地域福祉計画、市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4つの重点目標

- ① 国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること
- ② 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること
- ③ 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
- ④ 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

東京都の現状・方向性

- 認知症施策推進基本計画を基本としつつ、東京都の実情に即した計画として、令和7年3月に東京都認知症施策推進計画を策定。
- 国の動向や認知症をめぐる状況の変化にも対応した、東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すものであり、また、**区市町村が計画を策定する際の参考となるもの**である。
- 本計画（第1期）の計画期間は、**令和7年度から令和11年度までの5年間**を対象とし、第10期東京都高齢者保健福祉計画の検討時期と合わせ、令和8年度を目途に見直しを行う。
- 本計画期間中は、「東京都認知症施策推進会議」等において、計画の達成状況の進行を管理し、次期以降の計画につなげ、**計画の進行管理や見直しに際しては、認知症のある人及び家族等の意見を十分に聴くよう努めるものとする。**

5つの重点目標

- ① 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進
- ② 認知症のある人も含めた都民一人ひとりが安心安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり
- ③ 認知症のある人・家族等に対する適切な支援
- ④ 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実
- ⑤ 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

大田区の現状

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちの実現に向けて、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画～」を令和5年度に策定し、事業の進捗管理を行っている。
- 「おおた高齢者施策推進プラン」の第5章『施策12 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援』にて、区の認知症施策について取り上げており、現状と課題、施策の方向性、施策を支える事業・取組を記載している。

施策12 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

【施策の方向性】

- 認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます
- 早期診断・早期対応のための体制整備を推進します
- 若年性認知症の人と家族への支援を推進します

【施策を支える事業・取組】

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| ① <u>認知症サポーター養成講座事業</u> | ⑥ <u>認知症高齢者支援事業</u> |
| ② <u>認知症検診推進事業</u> | ⑦ <u>認知症予防の促進</u> |
| ③ <u>認知症地域支援推進員</u> | ⑧ <u>認知症支援コーディネーター事業</u> |
| ④ <u>認知症初期集中支援チーム</u> | ⑨ <u>大田区行方不明高齢者等情報配信事業（高齢者見守りメール）</u> |
| ⑤ <u>若年性認知症の人と家族への支援</u> | ⑩ <u>認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業</u> |

大田区の認知症施策推進計画策定に向けた方向性

区の計画策定に向けた方向性

- 認知症施策推進計画の策定に向けて、「「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（令和9年度から11年度まで）」に内包させる形で検討を進める。
- 令和7年度中に認知症専門部会を設置し、認知症の当事者やその家族、また、大田区若年性認知症支援コーディネーターや東京都認知症介護指導者などの日頃から認知症の方々と関わりのある支援者から意見を頂戴する場を設ける。
- 高齢者等実態調査では、認知症の方やその家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、認知症施策の理解度を測るような設問等を調査票に反映するなど、調査項目の設計を調整する。
- 認知症専門部会の設置以外にも、認知症カフェやチームオレンジ等、区で実施している認知症施策の活動現場を訪問し、当事者やその支援者などとの対話を重ねながら、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴取する。
- 令和8年度中に区の認知症施策推進計画を策定し、翌年度以降は計画の周知並びに認知症施策の普及啓発を行う。



大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議設置要綱（第7条抜粋）

（専門部会）

第7条 推進会議には、第2条各号に規定する事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門部会の委員として会長が推薦し、区長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

3 部会には、部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を推進会議に報告する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員が、その職務を代理する。

6 部会は、必要と認める場合は、部会委員以外の者に出席を求めることができる。

※第2条各号に規定する事項は、以下のとおりです。

（1）計画の作成及び改定に関すること。

（2）計画の推進に関すること。

（3）地域ケア会議に関すること

（4）その他区長が必要と認める事項

大田区の認知症施策推進計画策定に向けた専門部会の設置

認知症専門部会と大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議の関係

【① 認知症専門部会の実施】

- ・ 認知症専門部会を当推進会議の前に開催
(おおよそ推進会議開催予定日の1か月前)
- ・ **認知症施策推進計画に係る内容のみを審議**

認知症専門部会

【② 認知症専門部会の実施内容を報告】

- ・ 認知症専門部会で議論した内容や検討事項
等を推進会議で報告

大田区高齢者福祉計画・
介護保険事業計画推進会議

整合性を持って実施

【④ 推進会議でのご意見等を報告】

- ・ 推進会議内で委員の方々からいただいた
ご意見等を認知症専門部会で共有

【③ 推進会議委員からの意見聴取】

- ・ 認知症専門部会に関する報告事項において、
疑義やご意見等を聴取

※認知症専門部会での実施内容を推進会議で報告できるよう、認知症専門部会→推進会議の順で会議を開催する。

大田区の認知症施策推進計画策定に向けた専門部会の設置

専門部会設置にあたって参考とした内容（認知症施策推進基本計画より）

（認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価する）

- 基本法第3条の基本理念は「認知症の人」を主語として記されている。こうした基本法の趣旨を踏まえれば、認知症の人とその家族
その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、共に認知症施策の立案等を行っていくことが求められる。

⇒認知症の人やその家族等と共に、施策を立案、実施、評価することが求められている。

専門部会委員構成案

【支援者】

	役職等	氏名
1	大田区若年性認知症支援コーディネーター (大田区若年性認知症支援コーディネーター)	堀端 秀和 様
2	大田区認知症支援コーディネーター	角岡 真祐美 様
3	大田区地域包括支援センター平和島 (地域包括支援センターの認知症専門部会から選出)	保坂 泰樹 様
4	東京都認知症介護指導者	藤澤 良太 様
5	大田区チームオレンジ	北村 御幸 様

【認知症の当事者及びその家族】

	役職等	氏名
1	認知症当事者	三橋 昭 様
2	若年性認知症当事者	飯田 香 様
3	家族会	福島 敏寿 様

※この他、計画策定にあたっては、庁内の各施策と連携するため、関係部局の管理職が庁内委員を務める予定。

大田区の認知症施策推進計画策定に向けたスケジュール案

スケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度				第1回 推進会議	第1回 認知症 専門部会		第2回 推進会議		第2回 認知症 専門部会		第3回 推進会議	
	認知症専門部会の設置に向けた調整											
	実態調査の設問検討						実態調査・調査期間					実態調査 の納品
	本人・家族等の声把握（認知症カフェやチームオレンジ等の訪問）											
令和8年度		第1回 認知症 専門部会	第1回 推進会議	第2回 認知症 専門部会	第2回 推進会議	第3回 認知症 専門部会		第3回 推進会議	第4回 認知症 専門部会		第4回 推進会議	
	計画書（案）の作成							パプコメ・ 区民説明会の実施		計画書の 最終調整		計画書の 納品
	本人・家族等の声把握（認知症カフェやチームオレンジ等の訪問）											
令和9年度			第1回 認知症 専門部会	第1回 推進会議				第2回 認知症 専門部会			第2回 推進会議	
	関係部局へ計画書の送付											
	計画書の周知・普及啓発及び各施策の進捗状況の把握											
	本人・家族等の声把握（認知症カフェやチームオレンジ等の訪問）											